

徳島県告示第百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称 徳島市下町	認可年月日
下町土地改良区	令和三年二月九日